

令和8年度 児童扶養手当のしおり

～ひとり親家庭等のこどもさんのために～

児童扶養手当は、児童扶養手当法（以下、法といいます。）に基づき、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

1 児童扶養手当を受けることができる方

手当を受けることができる方は、次の①～⑤のいずれかに該当する児童（※1）を監護する母や父（※2）または養育者（※3）です。【法第4条第1項】

- ① 父母が婚姻を解消した児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が一定程度の障害（別表）の状態にある児童
 - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ その他
 - ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ・ 父または母が1年以上遺棄している児童
 - ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- など

- ※1 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童。
なお、児童が障害児の場合には20歳未満。
- ※2 父の場合、児童を監護し、かつ生計を同じくしていることが必要。
- ※3 養育者の場合、児童と同居して監護し、かつ生計を同じくしていることが必要。

2 児童扶養手当を受けられない方

上記1に該当する場合であっても、次の①～⑤にあてはまる場合は手当を受けられません。【法第4条第2項、第3項ほか】

- ① 児童や、手当を受けようとする母または父もしくは養育者が日本国内に住所を有しないとき
- ② 児童が、児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されているとき
- ③ 児童が、母または養育者が手当を受けようとする場合は父と、父が手当を受けようとする場合は母と生計を同じくしているとき（父または母が一定程度の障害の状態にある場合を除く。）
- ④ 児童が、母または父の配偶者に養育されているとき（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む。）
- ⑤ 児童が、児童福祉施設に入所したり、少年院や少年鑑別所等に収容されているとき（児童心理治療施設及び児童自立支援施設に通園・通所している場合や、母子生活支援施設に保護者とともに入所する場合を除く。）

3 児童扶養手当の額（令和8年4月1日～）

(1) 児童1人目の手当額

区分	手当額
全部支給	月額48,050円
一部支給	月額48,040円～11,340円

(2) 児童2人目以降の加算額

区分	児童2人目以降
全部支給	月額11,350円
一部支給	月額11,340円～5,680円

- 一部支給の額は、所得に応じて10円きざみとなります。
- 児童が2人以上いる場合、1人目の額に2人目以降の額が加算されます。
- 手当額は、全国消費者物価指数の動向にあわせて改定されます。
- 受給者が母または父の場合、**手当の受給開始から5年または手当支給要件(離婚・死別等)に該当してから7年経過する方については、手当額の2分の1が支給停止されます。**（3歳未満の児童を監護している場合を除く。）
ただし、次の①～⑤に該当する方は、所定の手続きを行えば、引き続き、同様の手当を受給することができます。【法第13条の3、法施行令第8条】
（手続きが必要な時期に、市町役場から関係書類が送付されます。）

- ① 就業している。
- ② 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上または精神上の障害がある。
- ④ 負傷または疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等により、介護する必要があるため、就業することが困難である。

4 児童扶養手当の支払方法、支払日

手当は、認定されると請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

(1)支払方法	口座振込
(2)支払日	奇数月の11日(土日祝の場合、その前日) ※年6回、それぞれ2か月分が支給



5 所得の制限

受給資格者や、受給資格者と生計を同じくする民法上の**扶養義務者**（児童の祖父母など）**などについて、それぞれ前年の所得による所得制限があります。**所得制限の額は、扶養親族の数などによって異なりますので、詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。

● 所得額の計算方法

$$\text{所得額(※1)} = \text{年間収入} - \text{必要経費(給与所得控除額)} \\ + \text{養育費(※2)} - 8\text{万円} - \text{諸控除(※3)}$$

- ※1 障害基礎年金等を受給している受給資格者の所得には、非課税公的年金給付等(障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。)が含まれます。
- ※2 児童の父(母)から、その児童について扶養義務を履行するための費用として母(父)及び児童が受け取る金品等の金額の8割の額です。
- ※3 障害者控除：27万円(特別障害者：40万円)
寡婦(夫)控除：27万円(母を除く)
ひとり親控除：35万円(母及び父を除く)
勤労学生控除：27万円
その他医療費控除や配偶者特別控除など地方税法による控除額

● 公的年金等の受給による支給停止について

公的年金等を受給されている場合は、手当額の全部または一部が支給停止になる場合があります。

公的年金等とは、国民年金法や厚生年金保険法などによる**障害年金、老齢年金、遺族年金**、労働者災害補償保険法による**労災年金などの公的年金**、労働基準法による**遺族補償など**です。

● 所得制限限度額表 ※前年所得は、いずれも所得ベース。

所得額が次表に掲げる金額を上回る場合、一部または全部支給停止となります。

扶養親族等の数	受給資格者本人の前年所得限度額		扶養義務者等の前年所得限度額
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人以上	1人増えるごとに380,000円ずつ加算		

● 所得制限限度額に加算されるもの

次表に掲げる扶養親族等がいる場合、所得限度額が加算されます。

区分	加算されるもの
受給資格者(本人)	同一生計配偶者(70歳以上)・老人扶養親族:10万円/人 特定扶養親族・控除対象扶養親族(19歳未満):15万円/人
扶養義務者等	・老人扶養親族:6万円/人 ※扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く。

6 児童扶養手当を受ける手続き

お住まいの市町役場の窓口までご連絡いただくか、直接お越してください。

請求の手続きや必要書類などをご案内します。

市にお住まいの方は各市長、町にお住まいの方は知事の認定を受けることにより支給されます。

7 児童扶養手当を受けている方の手続き

手当の受給中には、次のような届出等が必要です。お住まいの市町役場の窓口までご連絡いただくか、直接お越してください。手続き等をご案内します。

手続きが遅れたり、しなかったりすると、手当の支払いが遅れたり、支給済みの手当を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

また、受給資格の確認や手当額の決定等のため、次表に記載しているもの以外の書類を提出していただく場合があります。

《届出等が必要な手続き》

届出等の種類	届出等が必要なとき
現況届	受給資格者全員（全部支給停止含む）が、毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。2年間提出しないと受給資格がなくなります。
額改定届・請求	支給対象の児童数に増減があったとき提出します。
受給資格喪失届	受給資格がなくなったとき（※1）提出します。
氏名・住所・支払金融機関・印鑑変更届	氏名が変わったとき、転居したとき、支払金融機関を変更したときなどに提出します。
支給停止関係届	手当を受けている方が転居等で所得の高い扶養義務者と同居または別居するようになるなど、手当額に変更が生じるとき提出します。
公的年金給付等受給状況届	公的年金を受給することになったり（受給できなくなったり）、年金額が変更されたとき提出します。

※1 受給資格がなくなったときとは、次の①～⑥のような場合をいいます。
詳しくは、お住まいの市町役場の窓口か、県担当課にお尋ねください。

- ① 手当を受けている父または母が婚姻したとき（内縁関係や同居など婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む。）
- ② 対象児童を監護、養育しなくなったとき（児童の施設入所、里親委託、婚姻を含む。）
- ③ 遺棄されていた児童の父または母が帰ってきたとき（送金や連絡があった場合を含む。）
- ④ 父が手当を受けていた場合は母と、母が手当を受けていた場合は父と児童が生計を同じくするようになったとき
- ⑤ 拘禁されていた児童の父または母が出所したとき（仮出所を含む。）
- ⑥ その他支給要件に該当しなくなったとき

(別表) 1ページ目の1の③関係 父または母の一定程度の障害について

父または母の一定程度の障害とは、次の①～⑪に該当する場合をいいます。
【法第4条第1項、法施行令第1条】

- ① 次に掲げる視力
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑩ 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑪ 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

児童扶養手当の申請や届出等の受付は、各市町の役場で行っています。お住まいの市町役場の児童扶養手当担当課または県庁の子育て支援課までお問い合わせください。

【県庁お問い合わせ先】

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 ひとり親家庭係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
TEL 089-912-2411 (係代表)、2410 (課代表)
FAX 089-912-2409
e-mail kosodate@pref.ehime.lg.jp